

# ∞戸籍届出における本人確認について∞

## 戸籍届出における本人確認について

小坂町では虚偽の戸籍の届出を未然に防止するために、平成15年10月1日から戸籍の届出を窓口を持参された方に身分証明書の提示をいただき、本人確認をさせていただいておりますが、この度戸籍法の一部が改正され、平成20年5月1日からは本人確認が法的に義務づけられることになりました。

### 1 対象となる戸籍の届出

婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離縁届、認知届の5つの届出が対象となります（但し、家庭裁判所の許可、調停、審判等を受けたものは除きます）。

窓口を持参した方、当直に出された方すべてが対象です。

なお、上記届出についての不受理申出も本人確認が義務づけられました。

### 2 確認の方法

A書類	運転免許証・旅券(パスポート)・外国人登録証明書・身体障害者手帳・船員手帳・住民基本台帳カード(写真つき)・国や地方公共団体の機関が発行した身分証明書(写真つき)など
B書類	国民健康保険・健康保険・船員保険若しくは介護保険の被保険者証・国民年金手帳・住民基本台帳カード(写真なし)・仮運転免許証・医療受給者証・生活保護受給者証・後期高齢者医療被保険者証など
C書類	学生証(写真付き)・社員証(写真付き)など

○A書類から1枚以上の提示

○B書類から1枚以上+C書類から1枚以上の提示

○B書類から2枚以上の提示

上記のいずれかの組み合わせでの提示が必要です。ただし、上記の書類等は原本かつ有効期限内のものに限ります。

### 3 ご本人の確認が出来ない場合

「2」の証明書の提示が無かった場合は、届出の受理後届出の当事者に対し、届出を受理した旨の通知書を発送します。

ただし、不受理申出は本人確認ができなければ受理できません。